

# 日本の外国人労働者政策に対する圧力

## —— 国際規範の動員アクターとしての労働組合の役割と限界の事例研究 ——

細木 一十稔 ラルフ

### I. はじめに

本研究は、外国人労働者の権利に関する国際規範の国内への浸透と動員プロセスにおける認知・知識の共同体(epistemic communities)の役割と影響を考察することを目的に、ひとつのケース・スタディとして外国人労働者の権利擁護運動にかかわっている全統一労働組合(以下「全統一」)の活動を取り上げたものである。著者は2007年9月から2008年3月までの6ヶ月間にわたり、ボランティア・スタッフとして全統一の活動にかかわり、文献調査、参与観察、そして担当者へのヒアリングを通して、1)全統一が近年の日本における外国人労働者支援活動でどのような位置づけをもち、2)具体的にどのように他の支援アクターと連携し、国際規範を用いた国内外活動を通して外国人労働者の権利の保障を政府に訴え、3)これまでにどのような成果を上げてきたかについて調査した<sup>(1)</sup>。その結果、外国人労働者の権利を保障する政策の決定プロセスにおける全統一や連携団体の影響はまだ限定的であるが、政府に対して影響力を発揮する基盤は構築されつつあり、現政策の「水面下」において、外国人の権利保障や長期滞在・定住の可能性を拡大させる様々な社会的、法的基盤の構築に貢献していることが明らかになった。まずは、日本における国際労働力移動の実態と理論的背景を概観し(II)、その後全統一の特徴(III)と活動内容を紹介し(IV)、その活動の成果と限界の考察で締めくくりたい(V)。

### II. 日本における国際労働力移動と既存研究の概観

日本における国際労働力移動の特徴として挙げられるのは、他の先進国と比べ、外国人労働者の受け入れを比較的小規模に維持してきた例外的な「ネガティブ」ケースであることである<sup>(2)</sup>。この説明のひとつとして、高度経済成長期に他の先進国と同様に外国人労働者の需要が存在していたにもかかわらず、発展指向型政治体制によって外国人労働者の受け入れを回避できたことが挙げられる(Bartram [2005])<sup>(3)</sup>。また、欧米諸国での外国人労働者の定住化を目の当たりにしたことから「教訓」を受け、熟練外国人労働者の積極的な受け入れと非熟練外国人労働者の締め出しというきわめて厳しい入国管理体制を確立・維持してきたことも一つの特徴といえよう(梶田[2001])。

しかし、1990年代からこうした厳格な管理体制の「意図」と「現実」に乖離が生じ始め、政府の予想を超えた日系人や「非正規滞在者」の流入と長期滞在化、就労者と化す就学・留学生の増加、そして研修・技能実習生の失踪などが起き、労働力の需要の減少や政府の厳格な管理体制にもかかわらず、外国人労働力の流入と定住化が進んだ<sup>(4)</sup>。この増加の要因のひとつとして、日系人など、特定の集団の移住システムの確立に伴い、流入と超過滞在が進み、入国管理政策の有効性が低下したことが一般的に挙げられている(樋口[2001])<sup>(5)</sup>。

さらに、もうひとつの要因として挙げられる

のが、外国人労働者市場の自由化と国際人権レジームの拡大によって外国人労働者政策のあり方に「リベラルな制約」がかかったことである(Hollifield [2000], 梶田[2001])。日本は1970年代から経済大国として国際社会に埋め込まれ、「経済の自由化」、「開国」、そして「世界並みになる」外圧を受け、国内における「国際化」の議論が活発化されるなか、欧米諸国との関係の強化、他国への援助活動の拡大、アジア地域での役割の主張、そして国際機関とのかかわりが顕著になった(Gurowitz [1999])。それまで国際条約の批准に対して消極的だった日本は70年代後半から多数の国際条約を批准し始め、法廷でも、弁護士や裁判官による国際法への言及などが増えた(Iwasawa [1998])。こうして1980年代から国際規範は国内の政治構造と法体制に浸透し、外国人労働者の締め出し、強制送還、人権侵害など、閉鎖的・非人道的とみられる政府の行為や政策のあり方に規範的な制約がかかり、政策の「意図」と「現実」に乖離が生じ始めたといえる。

しかし、それらの制約がかかった1970年代後半から1980年代にかけて、法律や制度的な整備はある程度国際条約に従って実施されたものの、政府や裁判所の恣意的で限定的な国際法の解釈や締結国としての責任の放棄などは少なく、必ずしも欧米諸国と同じレベルで国際規範が政治構造と法体制に浸透し、国家の自発的な決断で不利益な立場に置かれている集団に対する政策的配慮が画期的に「改善」されたとはいえない。国際条約の批准などによって、不利益な立場におかれている集団の権利がすぐさまに拡大・改善されなかった事実に着目したChan-Tiberghien [2004]は、1990年代の日本における女性と子どもの権利の拡大・変化と国際規範の動員プロセスを取り上げ、国際規範は国際条約の批准などによって「自動的に」国内の政治構造と法体制に浸透するのではなく、NGO、

労働組合、市民団体を含む「認知・知識の共同体」の擁護活動・規範動員活動と政治アクターとのネットワークの構築によって国内から政治構造へ浸透し、「リベラルな制約」をもたらしていることを指摘している。

日本では外国人労働者の権利保障イニシアティブは中央政府ではなく、地方自治体と市民支援団体から始まることが多いため、外国人労働者の権利の拡大や国際規範の浸透の起爆剤となるのは主として市民団体、そしてそれらの団体と連携する地方自治体である。支援活動の多くは、外国人や外国人労働者当事者ではなく「日本人」構成員を中心とした団体が行っており、「associative activism」の形態をとっている(Shipper [2001])<sup>6)</sup>。日本の国際社会への埋め込み、国内政治構造と法体制への人権レジームの埋め込み、そして国際条約の批准は、国際規範を武器に政府に対抗する支援団体に交渉レバレッジを与えた(Gurowitz [1999])。1980年代後半からは外国人支援団体が増加するとともに、外国人の日常生活の支援や、日本人との共生社会の基盤構築を目的とした活動だけでなく、政府に対して政策改善を求める政治的擁護活動も浮上した。したがって、入管法の厳しい管理体制が維持される一方で、「正規」・「非正規」滞在を問わず、受け入れ、生活、そして定住の面での人権配慮の圧力が少なからず高まっているといえる<sup>7)</sup>。これらの規範動員環境の確立を背景に、次は全統一の紹介を踏まえ、全統一の近年の活動の概観を通してその規範動員プロセスをより詳しく見ていきたい。

### III. 全統一労働組合の特徴

全統一は東京の上野に中央本部事務所を構えている個人加盟の単一労働組合である。1960年代の高度経済成長期に力を持っていた日本労働組合総評議会(総評)が創設した労働組合の一つであり、大手企業などの企業内組合が多い日本

において、中小零細企業で組織化されていない労働者の組織化を図るために1967年に結成され、40年間にわたり活動を行ってきた労働組合である。

全統一は1992年の春闘で従来の上意下達型、あるいは付和雷同型の労働組合運動のあり方から、労働組合の全体の力を持ちながら、かつ職場に活力を生み出す自主対応・参加型の組合のあり方に変える必要があると意識し、組合の作り換え運動の提案をした。これらの運動と平行して、1980年代から1990年代初頭にかけて中小零細企業、いわゆる「3K」職場で日本人の若年層の雇用が減り、外国人労働者の雇用が増えたため、中小零細企業において組織化されていない日本人の労働者に加えて、外国人労働者も代表するようになった。全統一の従来「労働を安売りさせない」、「労働者をモノ扱いさせない」、そして「社会の公共性を防衛する」の「安全と健康」を柱とした活動目的に外国人労働者運動の趣旨がうまくかみ合い、自然に外国人労働者も代表するようになったと全統一責任者のT氏は言う。これらの状況を踏まえて、1992年に外国人労働者分会(FWBZ)が設立され、外国人労働者を代表する労働組合が未だに少ない日本において、比較的珍しい労働組合として、NGO、市民団体、そして労働組合を含む20以上の団体と政治家や官僚といった政治アクターとの連携を通して活動を続けている。組合員の多くは日本人で、現在では500数名に達しており、外国人労働者分会の登録者数は2600人以上に達している。分会の登録者の多くは南アジア諸国のインド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカなどからの外国人労働者である。日本人・外国人を問わず、派遣・非正規雇用にかかわる労使関係の問題と交渉にかかわっている。正規職員は比較的少なく、現在は4名しかいない。しかし、執行員(他の仕事を持ちながら無償で組合活動をしている人々)は10名程度、

そしてボランティアは無数にいるため、これらの人々の協力によって組合活動は円滑に回っていると。次に全統一の3つの擁護活動を取り上げる。

## IV. 全統一労働組合の擁護活動

### IV.1. 団体交渉と外国人労働者の保護活動

全統一は、不正行為を行った企業や団体との団体交渉を一年に200回以上行っている。外国人労働者の団体交渉の内容は主に労災の補償と治療費・保険の確保、税金の還付請求、未払い賃金の支払い要求、そして不当解雇撤回要求に関するものが多い。さらに、解雇とともに強制送還されそうな外国人労働者を救済する活動や、雇用先から逃げ出し、救済を求める外国人労働者の保護も行っている。また、「外国人春闘」を開始し、「非正規滞在」外国人労働者の組織化も図っている。外国人春闘は1993年3月8日の「生活と権利のための外国人労働者1日行動」の実施から始まり、労働基準法第3条<sup>(6)</sup>を闘争の基本方針としたものである(鳥井[2007])。それまで公にロビー活動や団体交渉に参加しなかったオーバーステイ外国人労働者が180人ほど集まり、企業要請と労働省交渉に取り組んだ行動は海外のメディアと国内の全テレビ局と全ニュース・新聞社に大きく取り上げられ、外国人の就労実態が広く世間に広まり、行政にも衝撃を与えた。この行動をきっかけに政府との交渉の扉が開き、外国人労働者について講演する機会も増え、国内外の研究者やボランティアの関心が高まったことから、この日の出来事は労働組合にとってだけでなく、外国人労働者運動にとっても画期的な歴史的ターニングポイントであったとT氏は言う。また、この時期から、それまで労働者の権利として限定的に取り上げられていた外国人労働者の権利はリフレーム化され、「外国人労働者の権利は人権である」という国際規範に言及する運動内のシフトも起き

ている。

## IV.2. 他の支援団体との連携

全統一は労働組合の「本業」の活動領域を超え、同じイシューに関心を持つ他の外国人支援団体との連携と情報交換もしている。1992年に外国人労働者分会を設立後、1997年に発足された移住労働者を支援する国内最大規模のネットワークである「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」(以下「移住連」)の発足過程と活動にもかかわり、1999年からは移住連のサブ・ネットワークである「外国人研修生問題ネットワーク」(現「外国人研修生権利ネットワーク」)とともに研修・技能実習生の問題解決に活動範囲を広げている。また、国連総会が1990年12月18日に採択した「すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」を記念して、移住連が1997年から毎年12月中旬に実施している省庁交渉にも全統一は中心メンバーとして参加し、外国人労働者の権利保障の要求を政治構造に浸透させる活動にかかわっている。法的立場が弱い外国人は様々な社会的困難を重ねて背負っているケースが多く、包括的な支援を必要とするため、支援団体は長年蓄積した個々の専門知識とノウハウを提供し合い、専門性を向上させてきた。支援団体の構成員の平均教育水準も高く、省庁交渉などにおいて、それぞれが持つ医者、弁護士、労働組合員、研究者、ケースワーカーとしての知識を活かしている(Shipper [2006])。

省庁交渉の戦略的な目的は二つあり、一つ目は、実態と政策の乖離の指摘や政策提言をするとともに、各省庁のスタンスを把握し、中堅層の官僚(課長クラス)を通して上層部へ要請を伝達することである。また、中堅層の官僚に問題意識を浸透させることにより、将来的に組織全体にその意識が浸透する可能性を考慮した長期的な投資戦略ともいえる。しかし、このプロセ

スにはあまり期待を寄せておらず、さらに重要な目的は、参加する官僚の所属に基づいて特定のイシューに関する相談窓口を把握し、後日直接連絡・面会し、本格的な交渉を進め、法律改正を必要としない課題を改善することである。外国人にかかわる政策は複数の省庁の管轄下であり、包括的に取り扱う専用政府機関がない。そのため、特定のイシューに関する要請の提出先は必ずしも明確ではなく、省庁交渉の主な役割はこの情報の欠落を埋めることにある。また、法律改正が必要となる課題に関しては、政治家・議員の支持が必要となるため、議員会館などを訪問し、要請内容を支持する政治家を味方につけ、国会審議などにおける要請の提示を依頼している。議員を味方につけることで政府に対する交渉レバレッジを強化させ、官僚と政治家との利害、信頼、そして連帯関係を深めることによって政策改善に努めている<sup>9)</sup>。

また、省庁交渉において、日本が批准した国際条約を引用し、国際規範や法を「外圧」として用い、政府に圧力をかけている。例えば、転職・職業選択の自由を認めない現外国人技能実習制度の廃止を要求する場合、日本が1986年に批准した職業選択の自由に関するILO(国際労働機関)第122号条約<sup>10)</sup>を挙げ、その自由を許さない技能実習制度の非合法性と、未だにその制度を維持している政府の矛盾を指摘し、制度の廃止を訴える一方で、これらのやりとりをまとめてILOに報告する予定である。

## IV.3. 国内外への情報発信活動

全統一は国際機関への情報提供もしており、ジュネーブにある国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)やILOの本部を訪れ、日本における外国人労働者の実態や制度的な不備などを報告している。また、他の活動家や専門家と共同執筆し、英文で日本における研修・技能実習制度の問題点やNGOの活動の成果などをまとめている

る。このような活動を通して、国外から日本政府に圧力をかける「ブーメラン効果」の基盤を地道に作り上げている(Risse & Sikkink [1999])。さらに移住連や外国人研修生権利ネットワークなどの出版物の執筆者・編集者としての協力、そして国内におけるシンポジウムなどの開催や国際会議への参加を通して、外国人労働者が直面している問題を国内外に発信している。

## V. 全統一労働組合の成果と限界

これらの全統一の活動はどの程度外国人労働者政策のあり方に影響を及ぼしているのだろうか。具体的な制度的変化や法改正を基準にその成果を計るとしたら、「非熟練労働者」の労働者としての公式な受け入れや「非正規滞在者」の全面的な権利保障に向けた画期的な政策的変化がまだ起きていないことから、外国人労働者政策の決定プロセスにおける影響はまだ限定的であると考えられる。

国内の政治構造から考察すると、中央集権化された政策決定権限と、国家と社会の疎遠な関係は、市民運動などに対する政治的受容性を阻み、新たな規範の導入を難しくしている(平田[2006])。また、日本の市民社会の特徴ともいえる二重構造、つまり、多数の小規模市民団体と少数の専門職化された大規模市民団体の二重構造が市民社会の政策決定への影響力を限定していることも挙げられる(Pekkanen [2006])。なぜなら、小規模団体の専門性、正規スタッフ、そして活動資金の不足は、研究、情報発信、そしてメンバー勧誘能力を限定し、メディアエクスポージャーの機会損失にもつながる。さらに、外国人労働者の権利にかかわる国際規範の浸透度合いが女性や子どもの権利といった他のイシューと比べて限定的であるのは、有力な政治アクターとの連携の貧弱さに起因しているとの指摘もある(Chan-Tiberghien [2004])。

しかし、市民社会や支援団体の政策決定に対

する影響力は必ずしも一朝一夕に効果を表すものではなく、その影響力は漸進的ぜんしんてきなものであり、画期的な政策変化の転換点まで辿り着いていないからといってその潜在的な圧力は取るに足りないというわけではない。1990年代以降には全統一をはじめとした外国人支援団体による外国人労働者の組織化、支援団体の全国ネットワークの確立、団体間の知識とノウハウの共有による専門職化、外国人労働者権利のリフレーム化、積極性を増した政治家への働きかけ、交渉の対象とする省庁の数と内容の拡張、交渉時における国際規範や条約の引用、行政レベルからでは見えない実態の情報提供、国内外での出版物の刊行、そして国際機関への情報提供といった進展がみられる。すなわち、日本の市民団体の限界の要因として指摘されている「専門性の不足」、「団体の小規模性」、そして「政治アクターとの連携の乏しさ」は、90年代まで決して強くはなかった外国人支援団体間の「横」の連帯と政治アクターとの「縦」の連携の強化によって改善されており、国際規範の動員によって政府に対する交渉レバレッジも少なからず強化され、政策のあり方に対する影響力を発揮する基盤は構築されつつあると考えられる。

外国人労働者政策と支援団体に対する政府の態度と認識にも変化がみられる。例えば、10年ほど前と比べ、研修・技能実習生に関するトラブルを特定の企業・団体による独立した不正行為として捉える傾向がなくなり、今ではそれらの問題は制度自体の構造からなる問題であるという認識が定着しており、全統一のこれまでの主張と政府の認識が共振するようになっている(T氏へのインタビュー)。また、2009年度の通常国会で制度の見直しの関係法案が提出される予定であり、複数の関係省庁によって、研修・技能実習生の権利保障を考慮した改定内容の提案や提言が公表されている(移住労働者と連帯する全国ネットワーク[2007], 規制改革会議[2007])。

さらに、交渉の場を求める支援団体への対応にも変化がみられ、90年代後半には閉鎖的・消極的な態度だったのが、最近では支援団体との対話への受容性が高まり、省庁交渉の時間も回数も拡大され、個別の省庁との交渉から多数の省庁との合同交渉が一般的となった(移住労働者と連帯する全国ネットワーク[1999, 2007], 鳥井[2004])。また、外国人労働者の生活や就労に関する情報やアドバイスを支援団体に求めるなど、社会秩序を保ちながら、生活者、住民としての外国人をどのように日本社会へ取り込み、多文化共生社会を築き上げていくかが課題として議論され始めている。

その議論が最終的にどのように具体化されるかはまだ今の段階では明らかではないが、現政策の「水面下」において、外国人の権利保障や長期滞在・定住の可能性を拡大させる社会的、法的基盤が支援団体の擁護活動によって徐々に構築され、その結果、政府や政策のあり方に対する圧力は少なからず増している。外国人支援

団体による人権擁護や国際規範動員活動の圧力と制度や政治アクターの意識的变化との因果関係はひとつのケース・スタディでは十分に導き出せないが、今後、労働組合だけでなく、他の非政府アクターの規範動員プロセスとその影響をより具体的なプロセス・トレーシングを通して把握することにより、外国人支援団体の政治的影響力の可能性と限界をより明確にすることができると考える。また、制度変化をもたらす国際規範以外の外部的要因の影響も考慮する必要がある。異なったイシューに関する国際規範の動員プロセスとの比較を通して、外国人労働者の権利保障を位置づけることも重要であり、これらの研究内容の追求は今後の課題である。

\*謝辞：本研究を実施するにあたり、お忙しい時間を割いてご協力いただいた全統一労働組合と、移住労働者と連帯する全国ネットワークの担当者の方々には深く感謝致します。

## 註

1. 詳しい調査過程や調査内容については『2007年度地域調査報告集：現代日本の社会運動』（東京大学教養学部関連社会科学研究室）の最終報告書を参照。
2. 本論文でいう外国人労働者は1970年代以降に来日した「非熟練」といわれているニューカマー外国人労働者を指す。2000年における日本の労働人口に占める「非熟練」外国人労働者の比率は1.0%であり、先進国でアイルランドに続いてその比率は2番目に低い(Bartram [2005: 51])。
3. すなわち、官僚の持つ巨大な支配力により、利益団体の要求に沿った短期的で集中した利益と分散したコストを重視する外国人労働者の受け入れよりも、長期的で分散した利益と集中したコストを優先する技術開発の促進と社会秩序の保持といった選択肢を優先することができた。
4. 2006年の外国人登録者数は208万5千人であり(日本の総人口の1.63%)、総人口の比率としては他の先進国の数字と比べ、まだ相対的に低い。この16年間で外国人の登録者数と総人口に占める比率は1990年以前までの数字の2倍に増加している(入管協会[2007:③])。
5. 樋口[2001]は日本における移住システムの特徴として「商業型」であることを指摘し、欧米諸国の「互酬型」移住システムと区別している。
6. Shipper [2001]によると、入国管理政策が厳格で外国人に対する社会福祉の付与が制限的であるほど、エスニック集団の当事者より、その国の人々(「natives」)によって構成された支援団体の浮上と政治的な関与が顕著になる。

このような代理的な活動を「associative activism」という。

7. 具体的に外国人の医療保障、在留資格の取得・変更(在留特別許可の付与など)、国籍の付与、労働者権利保障、外国人DV被害者の法的保護、外国人の子どもの教育権の拡大、難民認定条件の緩和などに関する政府への圧力の強化と制度的変化が見られる(cf. Iwasawa [1998], 岡本[2005])。
8. 労働基準法第3条：「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない」(厚生労働省[2008])。
9. 省庁交渉や政治家・議員への個別訪問などの直接的な働きかけを通して要請内容が改正法の条文に反映された事例としては、2004年6月に改正された「DV防止法」に「(DV)被害者の国籍、障害の有無等を問わず、その人権を尊重すべき」と盛り込まれたことが挙げられる(山岸[2004:11])。全統一独自の成果としては、国税庁との交渉によって、源泉徴収票を交付していない企業で働く外国人が還付請求できるようになった具体例が挙げられる(鳥井[2004])。
10. 雇用政策に関する条約(第122号)の第1条：「職業選択の自由があること並びに労働者が、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見、国民的系統又は社会的出身のいかんを問わず、自己に適する職業に必要な技能を習得し並びにその職業において自己の技能及び才能を活用するための可能な最大限の機会を有すること」(国際労働機関[2005])。

## 文献

- Bartram, David (2005) *International Labor Migration: Foreign Workers and Public Policy*, New York: Palgrave Macmillan.
- Chan-Tiberghien, Jennifer (2004) *Gender and Human Rights Politics in Japan: Global Norms and Domestic Networks*, Stanford: Stanford University Press.
- Gurowitz, Amy (1999) "Mobilizing International Norms: Domestic Actors, Immigrants, and the Japanese State," *World Politics*, 51(April): 413-445.
- 樋口直人 (2001) 「政策意図と結果の乖離はどうして起こるのか：日系ブラジル人と移住システムをめぐる」法務省東京入国管理局報告書『国際移民の新動向と外国人政策の課題：各国における現実と取り組み』。
- 平田恵子 (2006) 「捕鯨問題：日本政府による国際規範拒否の考察」『社会科学研究』57(2): 162-190.
- Hollifield, James F. (2000) "The Politics of International Migration: How Can We 'Bring the State Back In'?" in Caroline B. Brettell and James F. Hollifield (eds.), *Migration Theory: Talking Across Disciplines*, New York: Routledge, 137-185.
- 移住労働者と連帯する全国ネットワーク (1999) 「12月18日法務省交渉記録」『Migrants' Net』14: 5-7.
- 移住労働者と連帯する全国ネットワーク (2007) 「2007年省庁要請の記録」『Migrants' Net』106: 3-14.
- Iwasawa, Yuji (1998) *International Law, Human Rights, and Japanese Law*, Oxford: Oxford University Press.
- 梶田孝道 (2001) 「現代日本の外国人労働者政策・再考：西欧諸国との比較を通して」梶田孝道(編)『国際化とアイデンティティ』ミネルヴァ書房, 184-219.
- 規制改革会議 (2007) 「規制改革会議第二次答申」規制改革会議ウェブサイト  
([http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2007/1225/item071225\\_02.pdf](http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2007/1225/item071225_02.pdf), 参照06-15-2008).
- 国際労働機関 (2005) 「雇用政策に関する条約」ILOウェブサイト  
(<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/c122.htm>, 参照06-15-2008).
- 厚生労働省 (2008) 「労働基準法」厚生労働省ウェブサイト

(<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html>, 参照06-15-2008).

入管協会 (2007) 『在留外国人統計』入管協会.

岡本雅享(編) (2005) 『日本の民族差別：人種差別撤廃条約からみた課題』明石書店.

Pekkanen, Robert (2006) *Japan's Dual Civil Society: Members Without Advocates*, Stanford: Stanford University Press.

Risse, Thomas, and Sikkink, Kathryn (1999) "The Socialization of International Human Rights Norms into Domestic Practices: Introduction," in Thomas Risse, Stephen C. Ropp, and Sikkink Kathryn (eds.), *The Power of Human Rights: International Norms and Domestic Change*, Cambridge: Cambridge University, 1-38.

Shipper, Apichai W. (2001) "Associative Activism: Organizing Support for Foreign Workers in Contemporary Japan," Ph.D. dissertation, Department of Political Science, Massachusetts Institute of Technology, Cambridge, MA. Retrieved July 2, 2008

(<http://dspace.mit.edu/bitstream/1721.1/8756/1/48115919.pdf>).

Shipper, Apichai W. (2006) "Illegal Democrats: Immigrant Rights NGOs in Contemporary Japan," *Japan Institute of Labour Policy and Training Research Paper Series*. Retrieved July 2, 2008

(<http://www.jil.go.jp/profile/documents/Shipper2.pdf>).

鳥井一平 (2004) 「全統一外国人労働者分会のあゆみと現状」駒井洋(編)『移民をめぐる自治体の政策と社会運動』明石書店, 273-301.

鳥井一平 (2007) 「外国人労働者の実態とその支援活動：働く仲間、外国人労働者」共生社会の実現のためのエンパワメントウェブサイト

(<http://www.co-existing.com/workshop/ws20070619.html>, 参照06-15-2008).

山岸素子 (2004) 「改正DV防止法ロビーイングがもたらしたもの」『Migrants' Net』71: 5.